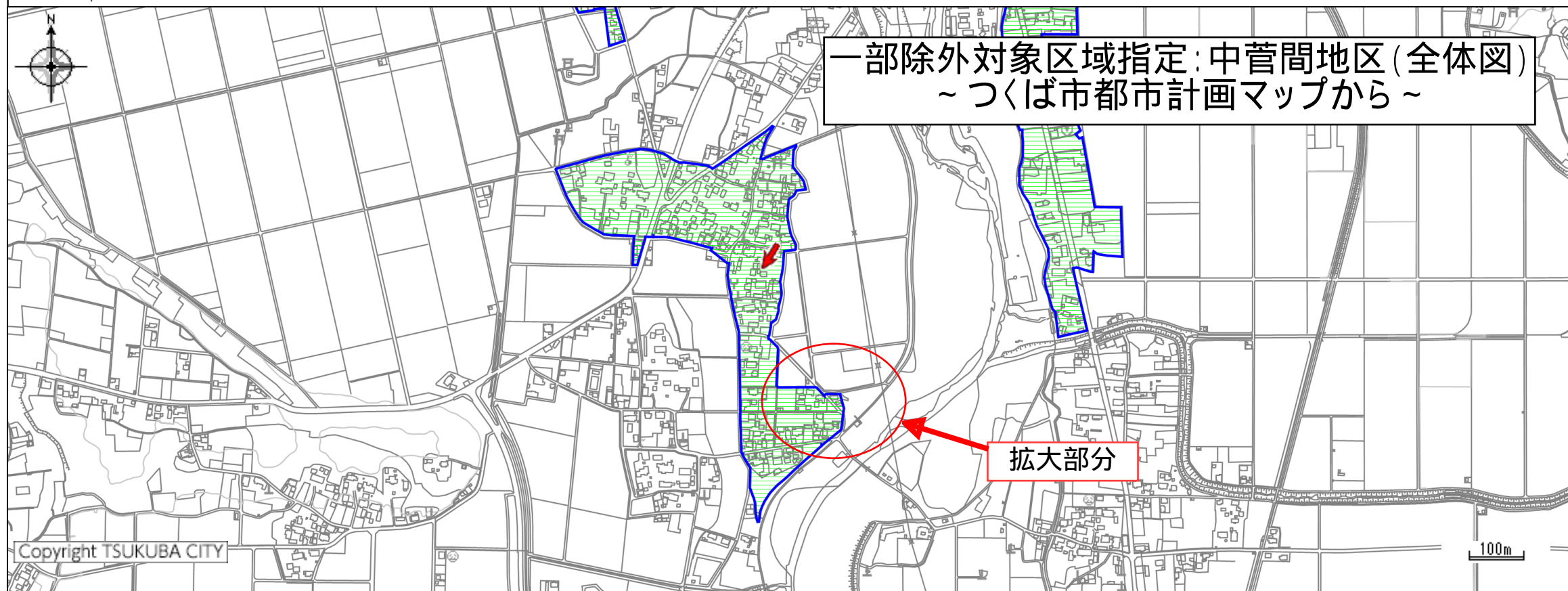


都市計画・規制

中心地 | つくば市中菅間 付近



区域区分 <詳細はこちら> 市街化調整区域
市街化調整区域の建ぺい率・容積率 規制内容 建ぺい率：60% 容積率：200%
建築基準法による高さ制限 <詳細はこちら> 絶対高さ制限：- 道路斜線：適用距離 20m 勾配 1.5 隣地斜線：立上り 20m 勾配 1.25 北側斜線：立上り - 勾配 -
日影規制 指定なし
区域指定 <詳細はこちら> 第12号指定区域 大字名：中菅間（集落番号12-08）
屋外広告物許可地域 <詳細はこちら> 第5種許可地域（市長が告示により指定する対象道路以外の道路の敷地境界から5m以内の区域及び信号機を中心として半径10m以内の区域は第3種地域）

この図は本市の都市計画に関する証明ではありません。参考図としてご利用ください。地図には選択中のレイヤーのみ表示されています。地図の下部にはレイヤーの選択の有無に関わらず、選択地点の詳細情報を記載しています。

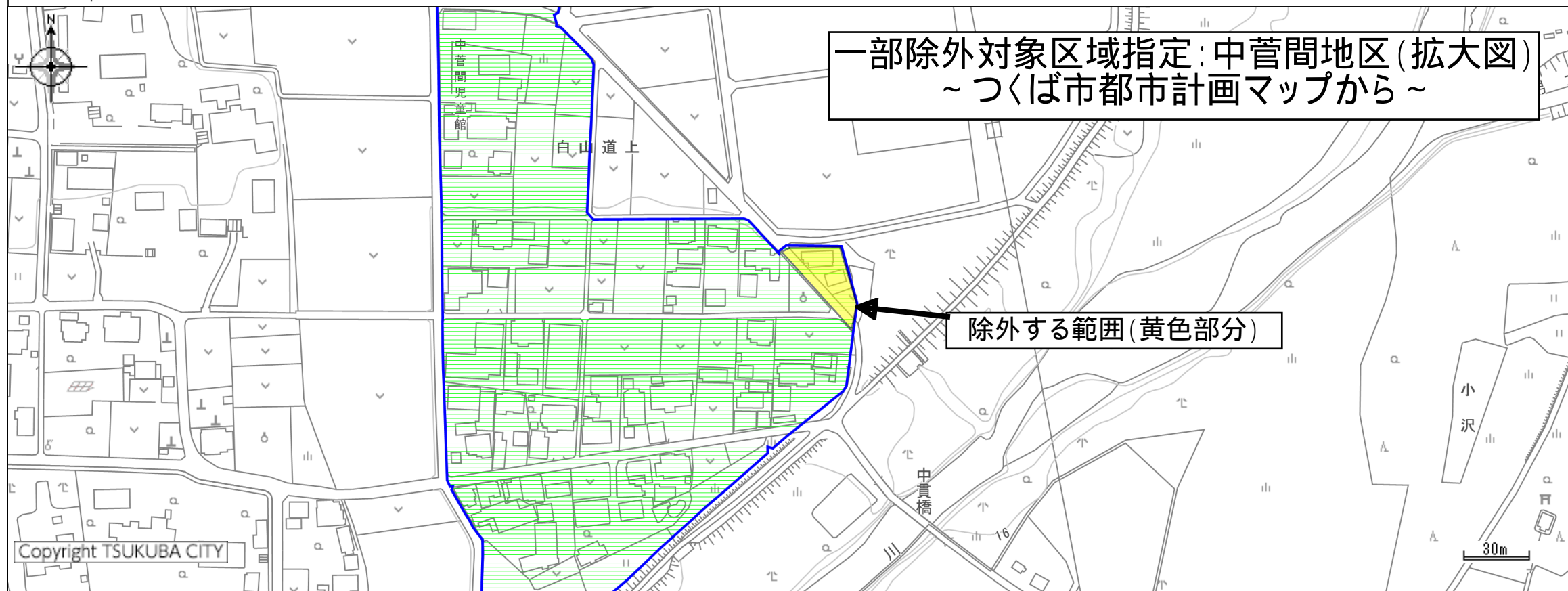
都市計画									
区域区分	□ 区域区分								
用途地域	■ 第一種低層住居専用地域	■ 第二種低層住居専用地域	■ 第一種中高層住居専用地域	■ 第二種中高層住居専用地域	■ 第一種住居地域	■ 第二種住居地域	■ 準住居地域	■ 近隣商業地域	
■ 商業地域	■ 準工業地域	■ 工業地域	■ 工業専用地域	● 用途スタンプ	— 都市計画道路				
その他の地域地区等									
特別用途地区	■ 第一種文教地区	■ 第二種文教地区	■ 第三種文教地区	その他の地域地区	■ 第一種高度地区	■ 第二種高度地区	■ 第三種高度地区	□ 駐車場整備地区	
促進区域	□ 土地区画整理促進区域	建築物の形態規制	□ 建築物の形態規制	都市計画施設	■ 都市高速鉄道	□ 駐車場	— 都市計画道路	■ 公園	
■ 広場	□ 汚物処理場	□ ごみ焼却場	□ 地域冷暖房施設	□ 研究施設	□ 教育文化施設	□ 火葬場	□ ごみ運搬用管路		
地区計画	□ 地区計画	■ 地区整備計画							
立地適正化計画									
■ 都市機能誘導区域		□ 居住誘導区域							
建築基準法道路種別									
建築基準法道路種別	— 第42条第1項第1号	— 第42条第1項第2号	— 第42条第1項第3号	— 第42条第1項第5号	— 第42条第2項	●●●● 未判定			
区域指定									
区域指定	■ 第11号第1指定区域	■ 第11号第2指定区域	■ 第12号指定区域	旧宅団地	■ 旧住宅地造成事業施行地内	■ 旧住宅地造成事業施行地内			
屋外広告									
屋外広告物規制地域									
許可地域	■ 第1種地域	■ 第2種地域	■ 第3種地域	■ 第4種地域	■ 第5種地域	禁止地域	■ 文化財	■ 公園・緑地・その他	
都市施設	— 県道	— つくばエクスプレス	— 高速道路	区域区分界	□ 区域区分界				

著作権法上認められた行為を除き、掲載されている内容を無断で複製・転用することを禁じます。

都市計画情報
Copyright (C) 2020 Tsukuba City.
All Rights Reserved.

都市計画・規制

中心地 | つくば市中菅間 付近



区域区分 <詳細はこちら> 市街化調整区域
市街化調整区域の建ぺい率・容積率 規制内容 建ぺい率: 60% 容積率: 200%
建築基準法による高さ制限 <詳細はこちら> 絶対高さ制限: - 道路斜線: 適用距離 20m 勾配 1.5 隣地斜線: 立上り 20m 勾配 1.25 北側斜線: 立上り - 勾配 -
日影規制 指定なし
区域指定 <詳細はこちら> 第12号指定区域 大字名: 中菅間 (集落番号 12-08)
屋外広告物許可地域 <詳細はこちら> 第5種許可地域 (市長が告示により指定する対象道路以外の道路の敷地境界から5m以内の区域及び信号機を中心として半径10m以内の区域は第3種地域)
この図は本市の都市計画に関する証明ではありません。参考図としてご利用ください。地図には選択中のレイヤーのみ表示されています。地図の下部にはレイヤーの選択の有無に関わらず、選択地点の詳細情報を記載しています。

都市計画									
区域区分	区域区分								
用途地域	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域
	準工業地域	工業地域	工業専用地域	用途スタンプ	都市計画道路				
その他の地域地区等									
特別用途地区	第一種文教地区	第二種文教地区	第三種文教地区	その他の地域地区	第一種高度地区	第二種高度地区	第三種高度地区	駐車場整備地区	
促進区域	土地区画整理促進区域	建築物の形態規制	建築物の形態規制	都市計画施設	都市高速鉄道	駐車場	都市計画道路	公園	
	広場	汚物処理場	ごみ焼却場	地域冷暖房施設	研究施設	教育文化施設	火葬場	ごみ運搬用管路	
地区計画	地区計画	地区整備計画							
立地適正化計画									
	都市機能誘導区域	居住誘導区域							
建築基準法道路種別									
建築基準法道路種別	第42条第1項第1号	第42条第1項第2号	第42条第1項第3号	第42条第1項第5号	第42条第2項	未判定			
区域指定									
区域指定	第11号第1指定区域	第11号第2指定区域	第12号指定区域	旧宅団地	旧住宅地造成事業施行地内	旧住宅地造成事業施行地内			
屋外広告									
屋外広告物規制地域									
許可地域	第1種地域	第2種地域	第3種地域	第4種地域	第5種地域	禁止地域	文化財	公園・緑地・その他	
都市施設	県道	つくばエクスプレス	高速道路	区域区分界	区域区分界				

著作権法上認められた行為を除き、掲載されている内容を無断で複製・転用することを禁じます。

都市計画情報
Copyright (C) 2020 Tsukuba City.
All Rights Reserved.